

未熟児養育医療における自己負担額基準額表

世帯の住民税額等の状況により、自己負担の基準額（月の初日から末日まで入院した場合の自己負担額）は次の表のとおりとなります。実際に負担していただく金額については、この基準額と入院日数をもとに算出し、後日納入通知書でお知らせします。

例： D 5（基準額 34,800 円）の世帯の乳児が 4 月に 20 日間入院した場合
 $34,800 \times 20/30$ （日）＝23,200 円を支払いただきます（10 円未満切捨て）。

			負担基準 月額	加算基準 月額	
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		円 0	円 0	
	B	市町村民税非課税世帯	2,600	260	
C	市町村民税均等割の額のための課税世帯		5,400	540	
D	市町村民税 課税世帯	所得割の年額 15,000 円以下	D1	7,900	790
		15,001～21,000 円	D2	10,800	1,080
		21,001～51,000 円	D3	16,200	1,620
		51,001～87,000 円	D4	22,400	2,240
		87,001～171,300 円	D5	34,800	3,480
		171,301～252,100 円	D6	49,400	4,940
		252,101～342,100 円	D7	65,000	6,500
		342,101～450,100 円	D8	82,400	8,240
		450,101～579,000 円	D9	102,000	10,200
		579,001～700,900 円	D10	123,400	12,340
		700,901～849,000 円	D11	147,000	14,700
		849,001～1,041,000 円	D12	172,500	17,250
		1,041,001～1,222,500 円	D13	199,900	19,990
		1,222,501～1,423,500 円	D14	229,400	22,940
1,423,501 円以上	D15	全額	※		

※負担基準月額（全額）の 10%。ただし、その額が 26,300 円に満たない場合は、26,300 円
【備考】 同一世帯から 2 人以上の児童が同時にこの表の適用を受ける場合は、その月の負担基準月額による算定額が最も多額となる児童以外の児童については、加算基準月額（負担基準月額の 1/10）により自己負担額を算定します。